

いじめの定義

＜ いじめ防止対策推進法第2条 ＞

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめに係る関係条文：いじめ防止対策推進法より

○第4条

児童等はいじめを行ってはならない。

○第9条

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

基本理念

- いじめはどの児童にも起こりうる。
- どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。
- 児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。

雪小いじめ防止スローガン

- いじめは絶対に許さない。
- いじめられる子どもを守る。

いじめは絶対に許さない、いじめられる子どもを守る学校づくりに向けて

- ① 教職員は、「いじめは人間として絶対に許されない行為」であることを強く認識し、学校の全教育活動を通して、児童一人一人への徹底を図る。
- ② 教職員は、いじめは絶対に許さない学校づくり、学年・学級づくりを推進していくために、児童一人一人を大切に作る意識を強くもつとともに、日々の言動に十分配慮する。
- ③ 教職員は、児童の主体的な活動を推進するとともに、保護者や地域住民と連携し、いじめは絶対に許さない風土づくりや未然防止に全力を傾ける。
- ④ 教職員は、児童のささいな言動の変化に気付く感性を磨くとともに、組織として対応する。
- ⑤ いじめが発生した場合、教職員はその解決に全力を注ぐとともに、解消の判断を急ぐことなく、継続した指導や観察を行う。

いじめ対策委員会

- いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する措置等いじめ防止・根絶に向けた「計画・実践・確認・行動」の中心的役割を担う。
- 重大事態が発生した場合に調査を行い、いじめの解消・再発防止に向けた取組を行う。

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、学級担任
市教育委員会 雪浦駐在署員 学校評議員（PTA 会長、つがねの会長等）

いじめの未然防止

【学校の取組】

- いじめについての共通理解（校内研修・職員会議、全校集会・学級活動）
- いじめに向かわない態度・能力の育成（道徳・人権教育、読書・体験活動）
- いじめが生まれる背景と指導上の注意についての共通理解
- 自己有用感や自己肯定感の育成

【児童の取組】

- 児童自らがいじめの問題について学ぶ。
- そうした問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- 様々な体験活動を通して、互いのよさや自己有用感を確かめ合う。

【保護者・地域住民の取組】

- いじめ防止対策推進法第9条の理解し実践する。
- 日頃から子どもが悩み等を相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- いじめを認知したら、当事者間で解決を図るだけでなく、事案によっては、PTAや関係機関と協議することも必要である。

いじめの早期発見（早期発見・早期相談が早期解決につながる！）

【学校の取組】

- 毎日の観察、定期的な情報交換や生活アンケート調査、教育相談を実施する。
- 児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- 生活アンケート調査を活用し、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。
- 児童及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- 保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。
- 教育相談等で得た、児童の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。
- 休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配る。
- 個人ノートや生活ノート等を活用して交友関係や悩みを把握する。
- 個人面談や家庭訪問の機会を活用する。
- 集まったいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有する。

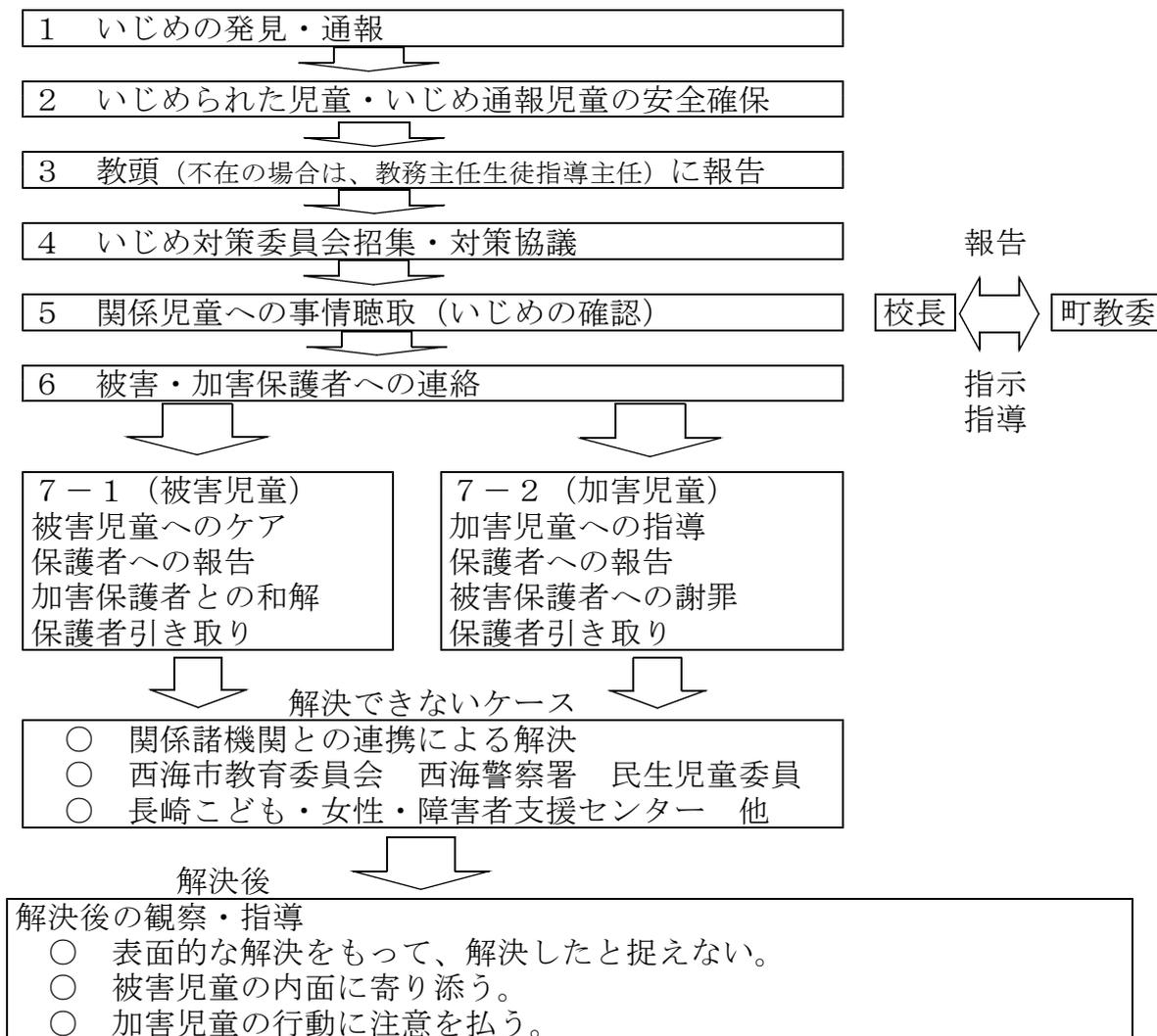
【児童の取組】

- いじめが行われていると思ったときには、周囲の仲間や先生、大人等に知らせたり、解消に向けて取り組んだりする。

【保護者・地域住民の取組】

- 自分子どもとともに、他の子どもにも目を向け、いじめを発見したり、いじめの予兆を感じたりしたら、速やかに学校や関係機関に連絡・相談する。

いじめに対する措置



重大事態への対処（誠意をもって対処し、絶対に解決する！）

- ① 重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に連絡する。
- ② 学校のいじめ対策委員会で調査を行い、調査結果を教育委員会に報告する。
- ③ 再調査が必要であると判断した場合は、教育委員会の下に設置している「いじめ等学校問題サポートチーム」で調査にあたる。
- ④ 再調査が必要と判断した場合には、教育委員会との連携の下、さらに調査を進める。

いじめ対策年間計画

○職員 ◇児童、保護者

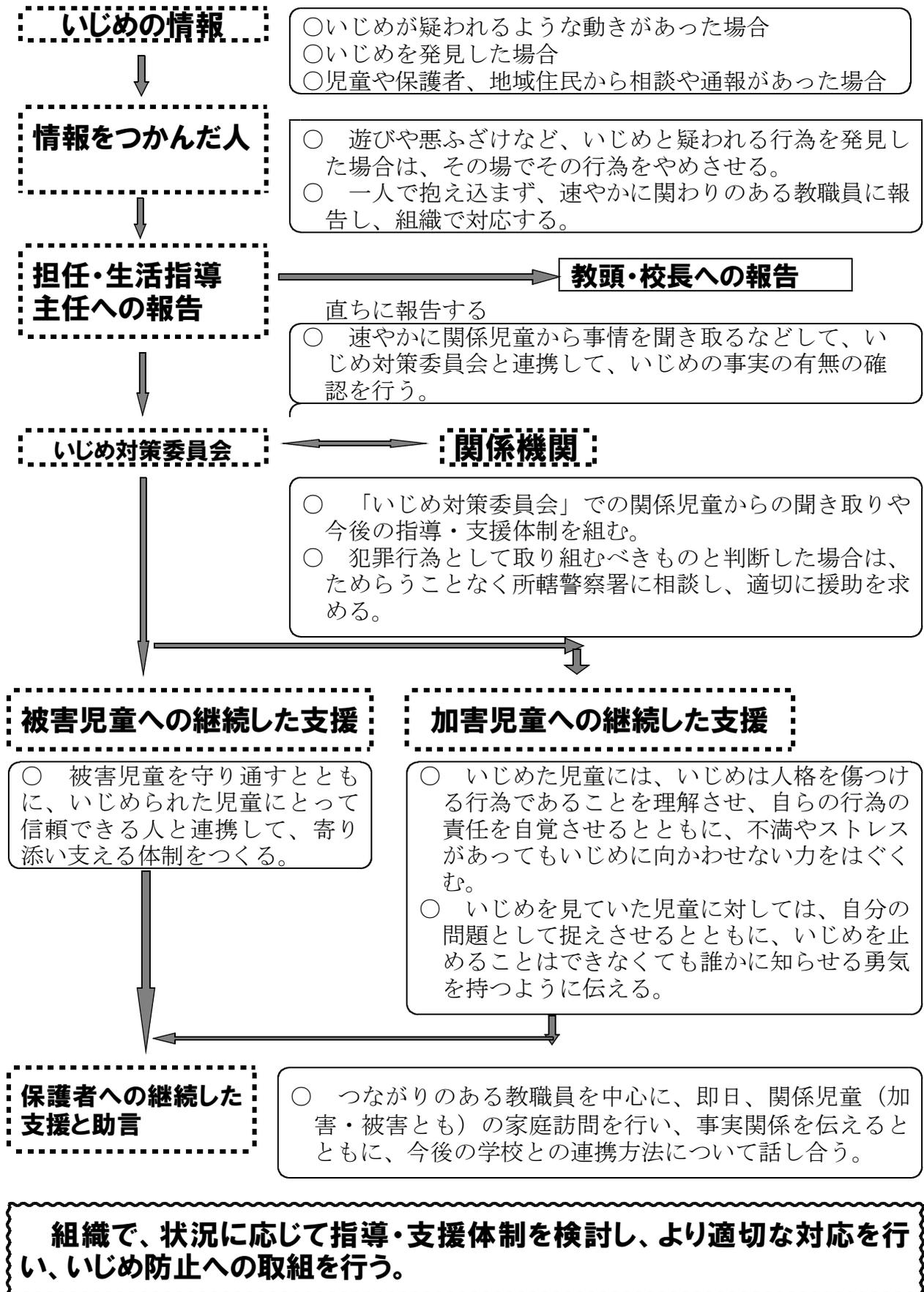
コロナ禍により変更あり

月	いじめ対策に関わる取組	備考
4	○生活指導研修会、特別支援研修会（児童に関する情報共有） ○いじめ対策にかかる共通理解、基本方針についての検討、 いじめ対策会議編成 ◇学級開き・学級のルールづくり ◇保護者へのいじめ対策説明と啓発 ◇歓迎遠足 縦割り班活動 ◇縦割り掃除開始 全校ランチルーム給食開始	職員会議 学級活動 PTA総会 学級懇談会 縦割り班活動
5	○生活指導研修会、特別支援研修会（児童に関する情報共有） ◇家庭訪問実施 ◇市内施設の皆さんと花壇作り	縦割り班活動
6	○生活指導研修会、特別支援研修会（児童に関する情報共有） ◇ボランティア体験活動	心を見つめる教育 週間 縦割り班活動
7	○生活指導研修会、特別支援研修会（児童に関する情報共有） ◇第1回学校評価の実施 個人面談実施	児童、保護者の 意見集約
9	○生活指導研修会、特別支援研修会（児童に関する情報共有） ◇運動会を通じた人間関係作り	縦割り班活動
10	○生活指導研修会、特別支援研修会（児童に関する情報共有） ◇地域行事を通じた人間関係作り	縦割り班活動
11	○生活指導研修会、特別支援研修会（児童に関する情報共有） ◇市内施設の皆さんと花壇作り	縦割り班活動
12	○生活指導研修会、特別支援研修会（児童に関する情報共有） ◇人権集会に向けての取組 ◇第2回学校評価の実施	縦割り班活動 児童、保護者の 意見集約
1	○生活指導研修会、特別支援研修会（児童に関する情報共有） ◇学校行事（春を迎える）を通じた人間関係作り ◇次年度新1年生体験活動（1年生と6年生との交流活動）	縦割り班活動
2	○生活指導研修会、特別支援研修会（児童に関する情報共有）	縦割り班活動
3	○生活指導研修会、特別支援研修会（児童に関する情報共有） ○保育園からの情報共有及び小・中連絡会 ◇卒業式に向けての取組	縦割り班活動

○年間を通じた「明るくあいさつ、元気な返事、美しい言葉づかい」の取組

○道徳科「生命尊重」

いじめが発生した場合の対応（フロー図）



わが子の「いじめSOS信号10」 (わが子を日々見つめ、確認願います。)

- ① 元気がなくなったり、口数が少なくなったり、食欲がなくなったりしてきた。
- ② 「学校へ行きたくない」といったことをポツンと言うようになってきた。
- ③ 登校時刻になると具合が悪くなったり、不調を訴えたりするようになってきた。
- ④ 学校から帰宅したときの表情が沈んでいたり、明るさがなくなったりしてきた。
- ⑤ 部屋に閉じこもったり、家族と話をしなくなったりしてきた。
- ⑥ 学校での出来事や友人の話をしなくなってきた。
- ⑦ 服装が乱れたり、汚れたり、けがをして帰宅したりすることがある。
- ⑧ 持ち物をなくなったり、傷つけられたりすることがある。
- ⑨ 家から金品を持ち出すようになった。
- ⑩ わが子を呼び出す電話が頻繁にかかってくる、大人が出ると切れたりする。

相談窓口 (「何かおかしいな」「いつもと違う」と感じたら即相談を！)

○長崎県教育庁	24時間子供SOSダイヤル	0570-0-78310
○長崎県教育センター	親子ホットライン	0120-72-5311
○長崎県警本部	ヤングテレホン	0120-786714
○NPO法人	チャイルドライン	0120-99-7777